

# (続)消防法令用語の基礎知識～第25回～

初めて予防行政に携わる人と、もう一步広い知識を求めている人のために

## 消防力の整備指針と 予防技術資格者

消防法令研究会

今回は、「消防力の整備指針」と「予防技術資格者」について解説する。

### 1はじめに

「消防力の整備指針」は、昭和36年に当時の消防組織法第20条（現第37条）に基づき、消防庁長官の「勧告」として消防庁告示第2号により制定された「消防力の基準」を起源とするものである（逐条解説「消防組織法」、東京法令、P.334）。

同基準は、敗戦直後から昭和40年代初頭まで全国で市街地大火が頻発していたという時代背景を受け、国として出来るだけ早く市町村の消防力の増強を推進するため、市町村が火災の予防、警戒等を行うために必要な最小限の施設、人員を定めることを目的として制定された（同P.103）。

その後、消防機器の性能向上や災害事象の多様化等を受けて一部改正が繰り返し行われたが、近年の都市構造の変化、消防需要の変化、地方分権の動きに対応して、市町村の自主性を尊重した、より実態に即した基準となるよう、平成12年に全面改正が行われ、それまでの「必要最小限」の基準という性格が改められて市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針として位置付けられた（同P.103）。

さらに平成17年に更なる全面見直しが行われ、同時に「指針」としての趣旨、性格を明確にし、市町村の十分な活用を促すため告示の名称が「消防力の整備指針」と改められて、現在に至っている（同P.104）。

「予防技術資格者」は、「消防力の整備指針」第34条第3項（参考1）において「火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する者」として定められているものである。

本稿では、予防技術資格者制度制定までの経緯及びその内容等について概説することとした。

#### （参考1）消防力の整備指針第34条第3項

消防本部及び消防署において、火災の予防に関する業務等を的確に行うため、火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には、当該消防本部及び消防署の管轄区域に存する防火対象物、危険物の製造所等の種類、規模等を勘案し、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者を一人以上配置するものとする。

### 2消防力の整備指針制定までの経緯

#### （1）「消防力の基準」における予防要員

「消防力の基準」は平成12年に全面改正が行われたが、その際の同基準の位置づけは、1でも述べたように「市町村が適正な規模の消防力を整備するにあたっての指針」とされていた。

その中で、予防業務に従事する予防要員は、「消防本部及び署所において、専ら予防業務に従事する消防吏員」とされ、各消防機関において必要とされる人員は、「人口」及び「管内の危険物の製造所等の数」を指標として算定されることになっていたが、予防要員になるために必要な資格等については示されていなかった（参考2）。

#### （参考2）旧消防力の基準第26条（消防本部及び署所の予防要員）

消防本部及び消防署所において、専ら火災の予防業務に従事する消防吏員の数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、市町村の区域の面積、市町村に属する防火対象物の数、危険物の製造所等の種類及び規模、少量危険物の施設の数及び種類、市町村における消防法第7条に基づく消防長又は消防署長の同意の件数、消防用設備等の設置に係る届出の件数、石油コンビナート等特別防災区域の有無並びに事務執行体制を勘案した数とする。

- (1) 市町村の人口に10万分の12を乗じて得た数
- (2) 市町村に設置されている危険物の製造所等の数を150で除した数

## (2) 消防力の整備指針に関する調査検討会

平成12年以後、緊急消防援助隊の法制化を含めた消防組織法の一部改正や国民保護法の制定等、消防を取り巻く環境が大きく変化するとともに、市町村の消防行政においても、警防、予防、救急、救助の各分野において国民のニーズが増大し、大規模な地震等の自然災害やテロ災害等の事象に対応するための体制整備が強く求められることとなった。

そこで、消防庁では、消防責任を担う市町村が的確にその役割を果たすことができるよう、改めて消防体制の総点検をした上で、今後のあるべき消防力について総合的・網羅的な検討を行うため「消防力の整備指針に関する調査検討会（座長：成田頼明日本エネルギー法研究所理事長、横浜国立大学名誉教授）以下「整備指針検討会」という。」及び同幹事会（幹事長：斎藤誠東京大学大学院法学政治学研究科教授）を平成15年10月に設置し、検討を重ねた（検討会7回、幹事会10回）。

そして、平成17年3月には同検討会の報告書がまとめられたが、その中で予防要員に係る記述のうち主なものとして、次のようなものがあった（参考3）。

### （参考3） 消防力の整備指針に関する調査検討会報告書（抜粋）

#### 4 予防業務

##### (1) 業務の高度化・複雑化等に対応した予防要員数の基準

###### 【対応方策・考え方】

###### ①予防事務に要する人員を防火対象物の数に基づいて算定

予防業務が高度化・複雑化するとともに、さらに違反処理の推進、性能規定化等の新たな制度が導入されたこと等を踏まえ、予防事務に要する人員数の算定指標を、市町村の人口から予防事務と密接な相関関係がある防火対象物の数に改めるべきである。

###### ②危険物事務に要する人員を危険物事務の事務量に基づいて算定

危険物施設を危険性及び技術基準の構成の複雑さ等を考慮し、4つの段階に分類する。さらに、段階ごとの1施設数当たりの設置許可手数料額の加重平均を求め、補正係数を設定し、その係数に基づき算定された数値の合計を150で除して得た数を危険物事務に要する人員数をすることが適当である。

###### (2) 予防要員の資格等

###### 【対応方策・考え方】

#### ①予防技術資格者

国として、予防に関する一定の知識・技術を有する者を確保するため、あらかじめ消防学校等において、消防庁長官が定める専門の課程を修了していることを受験資格とする全国統一的な試験制度を新たに創設するべきである。

#### ②予防技術資格者の配置の基準及び待遇等について

消防本部・消防署において専ら予防業務を担当する係には、防火対象物の規模又は製造所等の種類・規模等を勘案し、予防技術資格者を1人以上配置するものとすべきである。

予防技術資格者については、その勤務実績等も踏まえ、予防業務を担当する係における指導的立場に置くなど、昇格・昇任等の待遇面での配慮を行うことが望ましい。

## (3) 消防審議会

消防力の整備指針については、整備指針検討会と並行した形で、消防審議会でも議論された。

平成16年11月12日に消防庁長官から消防審議会の会長宛てに「消防を取り巻く社会環境の変化や消防活動の実態を踏まえ、適正な消防力を整備するために必要な「消防力の整備指針」について、意見を示されたい。」と諮詢され、同年12月28日に答申された。

答申の中では、予防業務に係る記述もあるが、整備指針検討会の報告書とほぼ同じ内容となっている。

## 3 消防力の整備指針の制定

整備指針検討会の報告書及び消防審議会の答申を受け、平成17年6月13日に、告示の名称を「消防力の基準」から「消防力の整備指針」に改める形で、消防力の整備指針が制定された。（予防要員に係る規定の施行は、平成18年4月1日）

予防要員についても、整備指針検討会報告書を踏まえる形で次のような内容が規定された（参考4）。

#### (1) 予防要員に求められる職務能力

予防要員については、防火査察、及び防火管理、危険物、消防用設備等その他の火災の予防に関する知識及び技術を有し、業務等を的確に行うことができる能力を有していること。

#### (2) 予防事務に要する人員の基準

予防要員に要する人員の算定指標を、人口から防火対象物数に変更し、人口10万人の標準団体における予防要員数を、従来の12人相当から15人相当（うち3人相当は、交代制勤務の兼務とする。）とする。

#### (3) 危険物事務に要する人員の基準

危険物施設の規模等により、事務量を考慮した人員とす

る。

#### (4) 予防要員の資格の基準

高度化する予防業務に対応するため、全国統一の試験に基づく予防要員の資格制度（予防技術資格者）を創設し、予防業務担当係には、資格者を1人以上配置するものとする。

##### (参考4) 消防力の整備指針第34条（消防本部及び署所の予防要員）

消防本部及び署所における予防要員の数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、市町村の人口、市町村の区域の面積、少量危険物の施設の数及び種類等、市町村における消防法第7条に基づく消防長又は消防署長の同意の件数、消防用設備等の設置に係る届出の件数、石油コンビナート等特別防災区域の有無並びに火災予防に関する事務執行体制を勘案した数とする。

- (1) 市町村に存する特定防火対象物（法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物をいう。以下同じ。）の数に680分の10を乗じて得た数
- (2) 市町村に存する特定防火対象物以外の防火対象物の数に2,300分の2を乗じて得た数
- (3) 市町村に存する一戸建ての住宅の数に1万7,000分の3を乗じて得た数
- (4) 市町村に設置されている別表第七に掲げる危険物の製造所等の区分に応じた製造所等の数に、同表に定める補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計を150で除して得た数
- 2 前項の場合において、同項第一号、第二号及び第四号に定める数に相当する要員の数は、2人以上とする。
- 3 消防本部及び消防署において、火災の予防に関する業務等を的確に行うため、火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には、当該消防本部及び消防署の管轄区域に存する防火対象物、危険物の製造所等の種類、規模等を勘案し、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者を1人以上配置するものとする。

討会」という。)」が設置された。

#### (1) 予防業務の分類

予防技術資格者検討会ではまず予防業務の分類について議論された。単に予防業務といつてもその内容は多岐に渡っており、また、求められる知識等についても一般的な工学的・法学的知識に加え、担当業務によっては、それぞれ建築、機械、化学等の専門知識が必要となる。

このことを踏まえ、予防業務については次の7業務に分類された。

- ①消防同意に関する業務
- ②消防用設備等に関する業務
- ③防火管理に関する業務
- ④査察に関する業務
- ⑤違反処理に関する業務
- ⑥火災原因調査に関する業務
- ⑦危険物規制に関する業務

更に、それぞれの業務において専門知識を有する者が必要となるという理由を基に、次の3つの業務に大別された。

- ①消防用設備等に関する業務
- ②防火査察・防火管理に関する業務
- ③危険物に関する業務

#### (2) 予防技術検定の受験資格

予防技術検定の受験要件については、整備指針検討会報告書においては「消防学校等（大学、専門学校等を含む）において、消防庁長官が定める専門の課程を修了していること」と書かれていただけなので、その具体的な基準についても検討が行われた。

##### ①消防職員

消防職員については、消防機関において実施される初任教育や専科教育等において、火災予防に関する専門的な教育を受ける機会が多いことから、その講習期間は1ヶ月程度とされた。

具体的な講習時間については、「消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）」や予防技術資格者検討会に参画している消防機関における教育訓練の実態等を踏まえ、予防技術検定の各区分共通で必要とされるもの及びそれぞれの区分で必要とされるものに整理された。

##### ②消防職員以外の人

予防技術資格者については、現役の消防職員に限らず「消防職員を希望する学生」や「消防防災関係の民間企業等に勤務する者」等にも有用な資格であるが、これらの者は消防学校で教育を受ける機会がほとんど無いことから、大学又は高等専門学校等における理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者に対しても予防技術検定受験の

## 4 予防技術資格者のあり方検討会

予防技術資格者については、整備指針検討会報告書の中で多少具体的な記述は見られたものの、消防力の整備指針では、「火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する者」としか規定されなかったことから、その具体的な基準等を検討するために「予防技術資格者のあり方検討会（座長：次郎丸誠男危険物保安技術協会理事長）（以下「予防技術資格者検

機会を認めることが適當であるとされた。

### (3) 予防技術資格者の要件

予防技術資格者になるための要件としては整備指針検討会報告書の内容を踏まえ、「予防技術検定に合格し、かつ予防業務について通算2年以上の従事経験を有する消防職員」とすることが適當とされた。

ただし、この要件は消防学校等で教育（予防専科教育と同等の課程を設ける大学等も含む）を受けた者に対し適用するものとし、大学等において理工系又は法学系の学科又は課程を修めた者については、予防業務について通算4年以上の従事経験を有することが必要とされた。

また、火災の予防を担当する係に対し予防技術資格者を円滑に配置する観点及び整備指針検討会報告書において「現に予防業務の従事経験を一定期間以上有する者については、その豊富な知識・経験等から、試験制度によることなく、予防技術資格者として認めることを考慮する必要がある。」をされたこと等から、次に掲げる者については一定の期間に限定して予防技術資格者になり得るものとされた。

#### ① 火災予防に関する業務について通算5年以上の従事経験を有する消防職員

（消防同意事務又はそれと同等以上の高度かつ困難な危険物事務又は違反処理事務に1年以上従事したことがあることを必須条件とする。）

#### ② 消防大学校で火災予防に関する課程を修めた消防職員

## 5 予防技術資格者告示等

### (1) 予防技術資格者告示の公布

予防技術資格者検討会の報告書が平成17年7月にまとめられたことを受け、同年10月18日に「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成17年消防庁告示第13号）」（以下「予防技術資格者告示」という。）が公布された。

予防技術資格者告示で定められた予防技術資格者の資格は図1のようになるが、予防技術資格者検討会報告書の内容と異なる点としては、次のようなものがある。

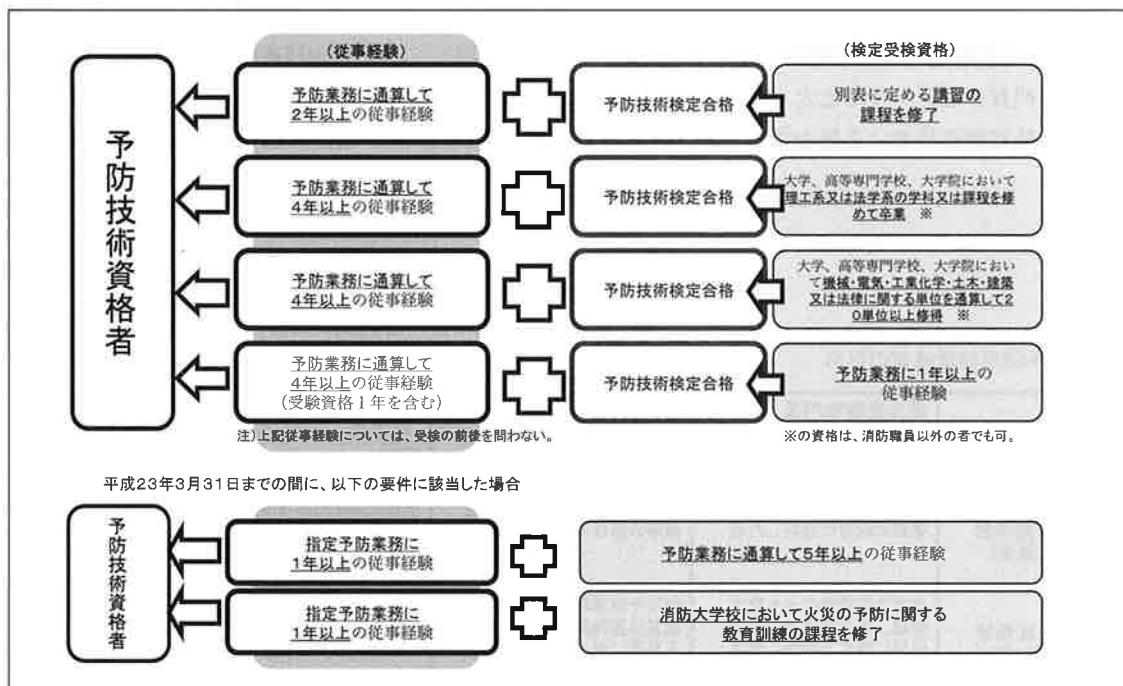
#### ① 予防技術検定の受検要件

予防技術検定の受検資格としては、「消防学校等で教育を受けた者」及び「大学等において理工系又は法学系の学科又は課程を修めた者」とされていたが、いずれの要件も満たさない消防職員に対しても予防技術検定受検の機会を与えるため、予防技術資格者告示では、「予防業務に1年以上従事した経験を有する消防職員」が追加された。

#### ② 予防技術検定を受けずに、予防技術資格となり得る者の要件

消防大学校で火災予防に関する課程を修めた消防職員については、火災予防に関する業務の従事経験に関係なく予防技術資格者になり得るとされていたが、予防技術資格者告示では、これらの者についても指定予防業務に1年以上従事した経験を有することが要件として課された。

図1 予防技術資格者



また、予防技術検定を受ければ、予防技術資格者となり得る者については、予防技術資格者告示の附則で規定され、その規定の適用は平成23年3月31日までとされた。

その他、予防技術資格者告示では、予防技術検定の実施に必要な事項（検定方法、検定の区分、検定科目、検定事務を行う者、合格基準）が規定された。

## (2) 運用等

平成17年10月18日の予防技術資格者告示の公布後、同年同月24日にはその運用方法等が消防庁予防課から発出された。（「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」の運用について（消防予第311号））

本通知では、次のようなものが示された。

### ① 指定予防業務について

予防技術資格者告示では、附則に基づく認定を受けるために従事が必要な指定予防業務については、「防火管理、防火査察、違反処理、消防同意、消防用設備等又は危険物に関する業務」と規定されていただけであったが、本通知において、それぞれの業務が具体的にどのようなものを指すのかが示された。

（例：防火査察…法第4条の規定に基づき、資料提出命令、報告収集及び立入検査により消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について、不備欠陥事項の有無を判断し、その是正の指導を行う業務）

### ② 予防技術資格者の資格要件及び区分（図2）

予防技術資格者告示では、予防技術検定の区分（防火査察、消防用設備等、危険物）が示されていたが、それぞれの区分の検定に合格し、予防技術資格者となった者を、「防火査察専門員」、「消防用設備等専門員」及び「危険物専門員」と区分するとともに、附則により認定を受ける予防技術資格者に必要な指定予防業務についてもそ

れぞれの専門員に必要なものを明確にした。（例：附則により防火査察専門員として認定を受けるために必要な指定予防業務…防火管理、防火査察、又は違反処理に関する業務）

### (3) 予防技術検定の実施に関する基準等について

(2)に続き、平成17年11月22日には「予防技術検定の実施に関する基準等について（消防予第353号）」が発出された。

本通知では、検定科目の具体的な範囲や予防技術検定の実施に関する事務を行う者（検定実施機関）は消防庁長官が指定することとするなど予防技術検定実施に必要な事項が示されることとなった。

※：検定実施機関としては、平成17年12月5日に財消防試験研究センターが指定された。（「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」に基づく指定について（消防予第365号））

## 6 予防技術基準の実施基準等に係る改正

予防技術資格者告示は、平成23年6月17日に初めての改正が行われた（平成23年消防庁告示第9号）。

その改正内容は次のとおりである。

- ① 消防庁長官が指定していた検定実施機関については、予め予防技術検定の基準を定めた上で、その基準に適合する業務を行う者が、消防庁長官に対し、当該業務が予防技術検定に該当することを確認することとされ、これにより同業務への新たな実施者の参入の可能性及びその手続きが明確化された。
- ② ①の確認を行うにあたり提出が必要な書類の明記や予防技術検定を実施する機関に対する消防庁長官による措置命令に係る規定の整備等改正後の予防技術検定実施に際し必要な事項が規定された。

（K. I）

図2 予防技術資格者の区分

	防火査察専門員 (立入検査、防火管理又は違反処理等に関する業務担当)	消防用設備等専門員 (消防同意、消防用設備等に関する業務を担当)	危険物専門員 (危険物に関する業務を担当)
予防技術資格者 (第1条に該当)	予防技術検定のうち防火査察の区分に合格した者	予防技術検定のうち消防設備等の区分に合格した者	予防技術検定のうち危険物の区分に合格した者
予防技術資格者 (附則第4号に該当)	指定予防業務のうち防火管理、防火査察又は違反処理に関する業務に従事した経験を有する者	指定予防業務のうち消防同意又は消防用設備等に関する業務に従事した経験を有する者	指定予防業務のうち危険物に関する業務に従事した経験を有する者